明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○法人税法施行規則の一部を改正する省令（財務二九）　一
○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三〇）　三

省令

○財務省令第二十九号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月十二日

財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の十四中「別表十二(二十一)」を「別表十二(二十二)」に、「別表十三(十)まで」を「別表十三(七)まで、別表十三(九)、別表十三(十)」に改める。

第三十二条第二項中「別表三(八)」を「別表三(七)」に、「別表六(二十二)」を「別表六(二十五)」に、「別表十(十八)まで、別表十(十)」を「別表十(九)まで、別表十(十一)」に改める。

第三十四条第二項中「別表三(八)」を「別表三(七)」に、「別表六(二十二)」を「別表六(二十五)」に、「別表十(十)」を「別表十(十一)」に改める。

第三十七条の九第二項中「別表三(三)まで、別表三(五)から別表三(八)まで」を「別表三(七)まで」に、「別表六(五の三)」を「別表六(五)」に、「別表六(二十一)から別表六(二十七)」を「別表六(二十四)から別表六(二十七)」を「別表六(二十四)から別表六(二十七)」に改め、「から別表十二(十四)まで、別表十二(十七)から別表十二(十九)まで、別表十二(二十一)」を削り、「及び別表十五の二」を「、別表十五の二から別表十七(一)付表まで、別表十七(三)」に改め、「別表十七(三の六)まで」の下に「及び別表十七の二(一)から別表十七の二(三)付表二まで」を加える。

第三十七条の十一第二項中「別表三(三)まで、別表三(五)から」を削り、「別表六(五の三)」を「別表六(五)」に、「別表六(二十一)から別表六の二十七」を「別表六(二十四)から別表六の二十付表」に改め、「から別表十二(十四)まで、別表十二(十七)から別表十二(十九)まで、別表十二(二十一)」を削り、「及び別表十五の二から別表十七(四)まで」を「、別表十五の二から別表十七(一)付表まで及び別表十七(三)から別表十七の二(三)付表二まで」に改める。